

秋田県公報

目次	ページ
規則	
告示	

規則	
○秋田県公益認定等委員会条例の施行期日を定める規則(三五・総務課).....1	1
○救急病院等でなくなった医療機関(二六七・医務課).....1	1
○農地保有合理化事業規程の変更の承認(二六八・農林政策課).....1	1
○公共測量実施の通知(二六九・建設管理課).....1	1
○建築基準法による道路位置の指定(二七〇・北秋田地域振興局建設部).....1	1
公告	
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部).....2	2
○市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部).....2	2
人事委員会規則	
○人事委員会規則七一四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則.....2	2

秋田県公益認定等委員会条例の施行期日を定める規則をここに

申請者の住所及び氏名 北秋田市米内沢字倉ノ沢出口五番地一 秋田土建株式会社 代表取締役 北林一成	道路の位置の指定箇所 北秋田市鷹巣字本屋敷一八番二の内、一八番三の先	道路の延長 四一・五六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成二十年六月二日
---	---------------------------------------	--------------------	----------------	--------------------

公布する。

平成二十年六月十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十五号

秋田県公益認定等委員会条例の施行期日を定める規則
秋田県公益認定等委員会条例(平成二十年秋田県条例第一号)の施行期日は、平成二十年六月十二日とする。

告示

秋田県告示第二百六十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十年六月十日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	救急病院でなくなった年月日
小泉病院	秋田市中通四丁目一番二八号	平成二十年六月七日

秋田県告示第二百六十八号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。
平成二十年六月十日

秋田県知事 寺田典城

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者

社団法人秋田県農業公社

二 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項各号に掲げる事業

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡等の相手方に係る要件の変更
四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年六月二日

秋田県告示第二百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田地方務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十年六月十日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

公共測量

二 作業を行う地域

秋田市飯島緑丘町、飯島美砂町、飯島松根西町、飯島松根東町地域

三 作業を行う期間

平成二十年五月二十日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第二百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、告示する。
平成二十年六月十日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から申請があつた定款変更について、平成二十年六月三日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、大仙市から協議があつた土地改良事業（四ツ屋地区基盤整備促進事業（農業用排水施設整備））の施行について、平成二十年六月二日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「水田総合利用課」の下に「、資源エネルギー課」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七―四六（特殊勤務手当）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarainst@natsubarainst.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄